

愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金  
(特定行為研修事業費補助金) 実施細則

(通則)

愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第15条の規定に基づき、交付要綱に規定する特定行為研修事業の実施において必要な事項について、本細則で定めるものとする。

1 目的

この事業は、在宅医療推進のために、訪問看護事業所<sup>(注1)</sup>又は介護保険施設<sup>(注2)</sup>で働く看護師の特定行為研修<sup>(注3)</sup>の受講促進を図ることを目的とする。

<sup>(注1)</sup> 訪問看護事業所とは、看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所とする(介護保険法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。)

<sup>(注2)</sup> 介護保険施設とは、介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院)をいう。

<sup>(注3)</sup> 特定行為研修とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号で規定される指定研修機関で行われる、特定行為研修をいう。

2 事業内容

(1) 研修受講費用

県内の訪問看護事業所又は介護保険施設で働く看護師が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費(入学金及び受講料。申請年度の受講期間に係る経費に限る。)のうち、事業者が当該看護師に支払った経費を補助する。

なお、研修期間が複数年度にわたる場合は、研修費用を按分して年度ごとに補助を行う。

ただし、原則として特定行為研修受講者が特定行為研修を修了することを交付の条件とし、特定行為研修受講者が特定行為研修を修了できなかった場合であって、前年度以前に補助金が交付されている場合、事業者はこれを全額返納しなければならない。

(2) 代替職員<sup>(注4)</sup> 確保経費

訪問看護事業所又は介護保険施設で働く看護師が特定行為研修を受講するにあたり、受講期間を通して1月以上雇用した代替職員の賃金(申請年度の受講期間の賃金に限る。)に対して補助する。ただし、年度にかかわらず1回の研修につき、4月を上限とする。

なお、賃金には手当等は含まないものとする。ただし、基本給以外の看護職の資格に係る手当及びその他愛知県知事が認める経費については、基本給と同等とみなすものとする。

<sup>(注4)</sup> 代替職員とは、所属する看護職員を特定行為研修に派遣する間に、当該職

員の代替として雇用する看護職員をいう。

### 3 実施主体

この事業の実施主体は、訪問看護事業所及び介護保険施設の事業者、その他愛知県知事が認める者とする。

#### 附則

この細則は、令和2年6月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。